

○枚方市新型コロナウイルス対策本部設置規程

令和2年1月31日

訓令第1号

改正 令和2年3月31日訓令第12号

(設置)

第1条 新型コロナウイルス（COVID—19）（以下「新型コロナウイルス」という。）の市民への感染を防止し、及び市内において新型コロナウイルスの感染が確認された場合における措置を迅速かつ効果的に実施するため、枚方市新型コロナウイルス対策本部（以下「本部」という。）を置く。

（令2訓令12・一部改正）

(担当事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び決定するものとする。

- (1) 新型コロナウイルスに関する市民への情報提供に関すること。
- (2) 新型コロナウイルスの感染の防止に関すること。
- (3) 市内において新型コロナウイルスの感染が確認された場合における措置に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員で構成する。

2 本部長、副本部長及び委員には、それぞれ次の表に掲げる職にある者をもって充てる。

本部長	市長
副本部長	副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者、病院事業管理者
委員	理事、子育て支援監、教育監、部長、保健所長、会計管理者、上下水道局上下水道事業部長、市立病院事務局長、市議会事務局長、教育委員会部長、監査委員事務局長

3 前項の表に掲げる職にある者のほか、市長が特に任命する者は、本部の委員とする。

4 市長は、必要があると認めるときは、第2項の表に掲げる職にある者のほか、臨時に委員を任命することがある。

（令2訓令12・一部改正）

(本部長の職務等)

第4条 本部長は、本部を代表し、その事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が定める順序により、その職務を代理する。

(本部の会議)

第5条 本部の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 本部長は、会議の議長となる。
- 3 前2項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(専門部会)

第6条 本部長は、専門の事項を調査させるために必要があると認めるときは、本部に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の担当事務、構成及び運営方法等は、本部長が定める。

(意見の聴取等)

第7条 本部及び専門部会は、必要に応じて、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(決定事項の執行)

第8条 本部で決定された事項については、当該事項に係る事務を所管する部課において執行するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、本部長は、新型コロナウイルスの感染等の状況に応じて必要があると認めるときは、本部で決定された事項の執行体制を別に定めることができる。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課及び危機管理室が担当する。

(令2訓令12・一部改正)

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則〔令和2年3月31日訓令第12号抄〕

- 1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。